

部活動の休養日及び活動時間に関する指針
(平成30年10月11日策定)

小 野 町
小野町教育委員会

部活動の休養日及び活動時間に関する指針

1 趣旨

児童生徒の調和のとれた心身の発達及び教職員の多忙化解消の視点から、本町における部活動の適正な活動と休養について再確認する。

- (1) 児童生徒の健康・安全を優先して、心身ともにたくましく「生きる力」の育成の場とする。
- (2) 教職員のワークライフバランスを実現した、持続可能な活動の在り方を目指す。

2 方針

- (1) 小野町内小・中学校の部活動（特設部活動を含む）については、部活動の意義を踏まえ、本指針に則り、児童生徒の実態、地域の実情に応じて適切に運用する。
 - ※「部活動」とは、中学校において原則年間を通して行われている活動。
 - 「特設部活動」とは、小・中学校において、陸上、合奏、合唱、駅伝等の大会参加に向け、一時的に設置された活動。
- (2) 学校は、本指針の趣旨及び内容について、保護者や地域の理解が得られるよう説明に努める。
- (3) 本指針は、全ての部活動（運動部、文化部とも）に適用する。

3 内容

- (1) 休養日の設定に関すること
 - ① 年間を通して部活動休養日を、1週当たり平日1日以上及び週休日1日以上設ける。
 - ② 大会等（遠征、合宿、練習試合を含む）の参加により週休日2日間とも活動した場合、週休日1日分の休養日を翌週の平日に振替える。
 - ③ 町一斉の部活動休養日を設定する。
 - ・毎月第3日曜日（家庭の日）
 - ※大会があった場合は、別の日に振替える。
 - ・お盆期間（8月13日から16日）
 - ・年末年始期間（12月29日から1月3日）
 - ・世界教師の日（10月5日）
 - ・年度始（4月1日）
 - ※4月1日が週休日の場合は、4月の最初の勤務日までを加える。

(2) 活動時間に関すること

- ① 授業日（平日）は、上限2時間とする。
- ② 週休日や祝日、長期休業日は3時間とする。
- ③ 週休日の大会等（遠征、合宿、練習試合を含む）により、3時間を超えて活動した場合は、1ヶ月以内に新たな休養日を設ける。
※週休日2日間とも活動し、かつ両日とも3時間を超えた場合は、「3－（1）－②」及び3時間を超えた両日に対して適用となる。
- ④ 朝の始業前練習は行わない。ただし特設部活動は、校長が認めた期間と活動時間の中で行うことができる。

(3) 活動計画書の作成と配付

- ① 顧問教員は、校長に活動計画書を前月末日までに提出し、計画書に従って運営することとする。ただし、新たに着任し顧問となった教員は、着任後1週間以内に計画書を提出する。
- ② 校長は、各部活動の月ごとの活動計画書を児童生徒に配付する。
※小野町教育委員会にも同様のものを送付する。
- ③ 活動日や活動時間の変更は、校長が指導・監督する。

4 保護者・地域への周知

- (1) 「部活動の休養日及び活動時間に関する指針」を小野町のホームページで公開し、町民へ周知する。
- (2) 本指針に基づいた部活動の指導について、学校ごとに文書を作成し、保護者に周知し、理解を得る。

5 教育委員会の取組

- (1) 部活動指導員の制度化に向けた協議を進める。
- (2) 各学校における活動状況を把握し、適宜助言・指導するとともに改善を図る。

6 今後の予定

- (1) 本指針は、平成30年10月11日から試行する。
- (2) 試行を受け、今年度中に再検討し、平成31年4月1日から完全実施する。